

『みんなのあんしん介護保険 わかりやすい利用の手引き』

内容の追加と修正について

令和7年度介護保険制度改正に伴い、本書の一部内容に追加と修正がございますので、各ページにおいて以下の通り変更とさせていただきます（改正による変更点は赤字部分）。

28ページ

●施設サービスを利用したときの費用

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

●変更点 II型介護医療院などの室料を徴収する一部施設について多床室の基準額を変更（令和7年8月から）

居住費（滞在費）				食費
ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	介護老人保健施設・介護医療院等 1,728円 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 1,231円	室料を徴収しない介護老人保健施設・介護医療院等 437円 室料を徴収する一部の介護老人保健施設・介護医療院 697円 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 915円	1,445円

令和7年
8月から

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

●変更点 第2段階・第3段階①の判定条件となる所得金額を変更（令和7年8月から）

利用者 負担 段階	所得の状況※1		預貯金等の資産※2の状況	居住費（滞在費）				食費
				ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等		要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	世帯 全員が 住民税 非課税	高齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①		前年の合計所得金額＋年金 収入額が80万9,000 円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-②		前年の合計所得金額＋年金 収入額が80万9,000 円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
3-③	世帯 全員が 住民税 非課税	前年の合計所得金額＋年金 収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,000円】
3-④		前年の合計所得金額＋年金 収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,000円】

令和7年
8月から

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

●変更点 住民税非課税世帯の一部区分について、年金収入の基準額を変更（令和7年8月から）

区分		限度額
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 （年金収入のみの場合80万9,000円以下の方）		19万円

●65歳以上の方の介護保険料の決まり方

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

●変更点 第1段階から第5段階までにおける所得段階判定のための基準額の一部を変更（令和7年4月から）

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.285	19,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の方	基準額×0.485	33,100円
第3段階	120万円超の方	基準額×0.685	46,800円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の方	基準額×0.90	61,500円
第5段階	80万9,000円超の方	基準額	68,400円

※第6段階から第13段階までは変更なし

東松山市 高齢介護課
介護保険グループ
TEL 0493-21-1460（直通）